

平成 30 年 6 月 18 日現在

機関番号：32683

研究種目：基盤研究(B) (一般)

研究期間：2015～2017

課題番号：15H02872

研究課題名(和文) 地域環境汚染問題の解決過程に関する総合的研究 福島原発事故問題を基軸に

研究課題名(英文) Solution processes of areal pollution problems: Case studies focusing on Fukushima nuclear accident

研究代表者

藤川 賢 (FUJIKAWA, Ken)

明治学院大学・社会学部・教授

研究者番号：80308072

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 7,600,000円

研究成果の概要(和文)： 構造的な発生原因をもつ大規模な環境汚染問題では、問題顕在化後も解決を遅らせようとする動きが生じることが少なくない。本研究では、日本の公害および日米の放射能汚染問題などの代表的事例をふりかえり、こうしたネガティブな動きも含めて、環境問題の解決過程の共通点を考察した。たとえば問題の局所化、被害・リスクの過小評価、加害責任の曖昧化などの傾向である。

福島原発事故に関しても、これらは無縁ではない。本研究では、地域でのヒアリング調査などから、地域再建・生活再建に向けた努力を当事者の自己責任に帰するのではなく、全体的な議論を広げることが、福島原発事故のより有効な解決につながるという見通しを示した。

研究成果の概要(英文)： Since there are some structural causes for disastrous environmental pollution, it is not easy to solve the problems directly. In some cases, those causes might bring the aggrieved parties further damages in solution process.

By examining some cases of industrial pollution in Japan, and of radioactive contamination in the US and Japan, we have pointed out a few common tendencies in the backlash against environmentalism. The conservative parties have tended to limit the range of the problems; for example, underestimating the damages or the risk from the contaminants; overemphasizing uncertain points of causality to obscure the responsibility of polluters.

From the fieldwork in Fukushima, we found some signs of the lack of communications. We consider the divisions might be a cause of further damages in these communities. And the divide and conquer tactic around the nuclear policy in Japan might continue even after the Fukushima accident.

研究分野：環境社会学

キーワード：環境問題 公害 放射能 福島原発事故 地域社会

## 1. 研究開始当初の背景

日本でも欧米でも、1960年代から公害など地域の環境問題への関心が高まり始め、1970年頃から対策が本格化した。近年、それら取り組みの成果と現在の課題を振り返る研究が増えている。そこで注目された点の一つが住民運動・草の根運動などの継続と展開である。概略のみをまとめるならば、とくに先進国での全体的な環境対策が進む一方で、国内・国外を問わず社会・経済的に弱い地域への移動の問題など環境正義の課題が顕在化し、立地をめぐる意思決定の過程が問われるようになった。同時に、情報公開、新しい化学物質や未解明のリスクなどに関する市民参加への着目も高まり、これは、関連分野の社会運動・市民参加・NPOなどともつながる。

こうした経緯は、言うまでもなく原子力と放射能のリスクに関しても同様である。ただし、放射線リスク評価については軍事開発にともなう情報未公開などとの関係があり、他の有害物とは少し異なる歴史経過をたどってきた。2011年の福島原発事故は、それを再確認する機会になったと同時に、地域環境の汚染とそれによる被害という点で、公害・環境問題と放射能汚染との共通性を示す契機にもなった。事故後、公害の事例から原発事故を考える先行研究が複数発表されている。

本研究も、公害・環境問題と放射能汚染との関係および日本と他の先進国との比較を念頭に、地域環境汚染問題の解決過程を考察するものとして企画されている。

## 2. 研究の目的

環境問題については、公害などの経験に学ぶだけでなく、予防原則の考え方や、健康影響に関する科学の進展などにともない、より安全な方向へと規制・基準の強化が進んできた。だが、こうした一般的な見方の一方で、規制緩和を求める動きも、時代・地域を問わず存在してきた。とくに、あまりに大きな問題が発生すると、それまでの蓄積に沿った対応ができずに大きな後退が見られることも少なくない。1984年に起きたボパール工場災害はその代表例で、アメリカの多国籍企業とインドの貧困層との多層な格差を背景として明らかに前者有利の和解がなされた。現在に残る被害や汚染の問題を含めて、不正義を糾弾する動きは今日も続いている(藤川他2017などを参照)。

本研究は、福島原発事故後の状況を踏まえて、こうした両方向的な動きを整理し、現実の解決過程をもとに、あるべき解決方法の理論化につなげることを目的とする。それについて、具体的には二つの側面から取り組もうとした。一つは、福島原発事故後の状況について、とくに避難とその解除をめぐる各地域の状況を追うことである。本研究の研究期間は、政府方針が避難指示解除・帰還・復興を明示化する時期と重なるため、それに関する

住民の生活再建と避難指示区域の地域再建を中心とする事例研究を進めてきた。

もう一つは、過去の環境汚染問題の解決過程について比較し、その歴史的变化を明らかにすることである。これには、解決過程論の国際比較に向けた準備としての目的もある。

## 3. 研究の方法

上記の通り、本研究では福島原発事故後の状況に関する事例調査と、国内外の環境問題解決過程に関する比較研究という二つの方向から進めた。

前者において重点を置いたのは避難指示対象となった地域のうち山間部である。阿武隈高地には豊かな自然の恵みを活かした村づくりを行ってきたところが多いため、放射能汚染の影響は、農林産物や地域の互助など多層にわたる。また「イノベーションコースト構想」に代表される工業開発型の復興政策には簡単に乗りにくい事情もある。他方、地域への愛着の強い人も多く、高齢層を中心に村の生活を取り戻したいという希望もある。地域によっても個人によっても多様で揺れ動く事情と意思を考慮した地域再建・生活再建がいかに可能なのか、定点的な調査と多角的な比較とを並行してきた。

後者については、研究メンバーがこれまで蓄積してきた知見を活用して比較枠組みを立てながら、その射程を拡大する方法を取った。一つには、日本国内において、公害経験と照会しながら原子力開発と放射能汚染の歴史について整理してきた。あわせて、国際的な議論のために、アメリカを中心に代表的な汚染問題を追いかけた。アメリカを中心とするのは、資料や先行研究が得やすいこと、とくに原子力関係では世界を先導する立場にあり関連する事例も多いこと、日本の動きとの関係が深いこと、などの理由による。

## 4. 研究成果

解決過程の事例研究については、論文等としてすでに発表しているものも多い(藤川・渡辺・堀畑2017、藤川・除本編2018、など)。そこで、ここではそれらの事例比較から得られた全体的な概要と、これまでの論文ではまだ紹介できていないアメリカにかかわる放射能汚染問題に関する要点を示しておきたい。

### (1) 地域環境汚染の解決過程

大規模な環境汚染が、何もなかったところに忽然と生じることは珍しい。事故であっても、現場となる施設がその地域に建設された理由や、事故以前に指摘されたリスクや労災などの前史が、多くの場合に存在する。蓄積された公害では、明らかな健康被害が生じてからも汚染拡大が続いたために大きな事件となる場合が少なくない。そこには、ある意味で表裏をなす構造的な要因が指摘されてきた。一つは、被害地・被害者への差別とかが

わる被害・リスクの過小評価であり、もう一つは、経済的利益や生産増加への推進圧力である。これらは不合理なほどに極端になる場合もあり、行政や地域社会、時には被害者自身がそれに加担しており、「組織的無責任」などと称されることもある（平岡 2013）。

こうした構造的な状況は、しばしば汚染の問題が認識された後にも持ち越される。したがって、問題の解決過程が被害・加害の拡大過程と重なることもあり得る。1956年に「公式発見」された熊本水俣病が1959年末の見舞金契約などによって「終わった」とされた後も拡大したのは、その極端な例である。環境への社会認識が高まった1970年代以降はそこまで極端な被害放置はないものの、環境問題の社会的影響が大きいがゆえの切り捨てが生じる。たとえば、問題のある地域に特定化して普遍的な対策を限定すること、有害物質と健康影響などとの因果関係を曖昧化するリスク評価の切り下げ、それとも関連する被害の過小評価、認定制度などによる被害者の区分、逆に加害側の責任主体の特定を妨げる加害責任の曖昧化、などである。これらは、被害者差別などにかかわる追加的加害・派生的加害とつながり、被害者が口をつぐむ被害の潜在化をもたらすこともある。

被害を放置・軽視しようとする構造的な動きに対して、解決への動きには二つの道がある。一つは言うまでもなく、障壁自体に立ち向かうものであり、被害者・支援者の粘り強い運動のほか、より微量の有害物でのリスクなどを確認する研究者、対策の具体化をはかる企業・行政などの関係者の長期的な努力が今日も続いている。この動きの先には企業などによる「環境制御システム」の内面化があり（船橋 2004）環境問題解決のあるべき方法論としても重要である。だが、問題が大きく、より根本的な改善が求められるほど障壁も大きくなることは、福島原発事故後の状況にも垣間見ることができる。

もう一つは、構造的な制約の中で部分的な解決をはかる方法である。具体的になされる対策はきわめて多様で、効果にも大きな差がある。裏を返せば、根本的な被害者救済・再発防止策・加害責任追及などを避けるために部分的・代替的な対応が解決として標榜されることもある。基本的には事例ごとになされるものの、関連する他の事例に影響を与える場合も多い。上述のように直線的な解決方法の実現が難しい場合、より現実的なステップとしてどのようなものがあるか、先行例を整理する意味は少なくないと思われ、本研究でも関心を寄せてきた。イタイイタイ病訴訟後の公害防止対策をめぐる住民運動と企業との協働、土呂久砒素公害後の砒素汚染防止に向けた国際協力NPO設立などは、重要な先例になり得る（藤川他 2017などを参照）。ここでは詳述の余裕がないが、早期解決のために妥協的な対策をとるよりも、多様な関係者の協力の下で長期的な対策をはかる方がよ

り継続的な効果が見られやすい。そこには、解決への話し合いにかかわる関係者が少ないほど社会・経済的な力の差が影響しやすいという、問題発生過程と似た理由も指摘できる。

## （2）放射能汚染問題における解決過程の特徴

放射能汚染も地域環境汚染の一つであり、基本的な状況は他の有害物質などと変わらない。しかし、実際には放射能に関して3点ほどの特徴をあげることができる。一つは被害の晩発性、すなわち、放射線被ばくの健康被害がただちにあらわれるわけではない点である。放射能に関しては現実の健康被害よりも、将来生じるかもしれない被害をめぐる不安が重要な位置を占める。関連して第二に、汚染や安全をめぐるリスクの基準が不明確で、被害者や対策対象地域の範囲設定が困難なことである。極端には、放射能による被ばくが地球規模のリスクだと訴える主張も、局地的なもの限定する主張もあり得る。科学的な議論にも未決着の部分があって、かつ、関係者が多いため、こうした見解の相違はやや錯綜している。関連して第三に、放射能問題よりリスク評価については、社会・経済的な力の影響が大きい。将来のリスクを不安視する世論の動きによって原発計画が白紙化されることもあれば、多くの人の不安を軽くする目的で、以前には避難指示対象となったレベルの放射線量が通常レベルとみなされることもあり、被害やリスクの評価は事例によってかなり変わり得る。

こうした特徴は、原子力・放射能をめぐる議論や政策の混乱とも深く結びついている。それを整理する目的もあって、『放射能汚染問題はなぜくりかえされるのか』では、広島・長崎以来の日本の主な地域放射能汚染問題を追った。そこから得られた考察の一端をまとめると次のようになる。

低線量被ばくのリスク評価に明確な科学的結論はないものの、1930年代頃からの事例・研究・運動などによって、大方の総意もある程度形成されてきた。それは、安全性に関してより慎重な方向への動きでもあった。だが、福島原発事故に関してはそれと逆行する動きも見られた。たとえば、1999年の東海村JCO臨界事故では施設外での放射線検知との関係では非常に慎重な屋内退避・避難がなされたのに対し、福島原発事故での行政指示は低線量リスクをより軽視するものだった。

「被害の切り捨て」「リスクの軽視」「問題の局所化」「加害責任の曖昧化」などの相互的な連関は公害などの歴史と共通するものであるが、放射能・原子力に関しては、その揺れ動きも社会的影響も大きい。このことは、福島原発事故後の現状とも深くかかわっている。

### (3) アメリカにかかわる放射能汚染問題の事例

アメリカは原子力開発の先進的存在であり、放射線リスクをめぐる科学的議論でも中心的な位置を占めてきた。同時に、国内外で多様な原子力関連施設をもち、健康被害をふくめた放射能汚染問題も経験している。本研究では、代表的な事例について経緯と現状を調べてきた。まだその途上であるが、一端のみ示しておきたい。

#### 【マーシャル】

原子力開発が急がれた背後で放射能汚染にかかわる被害やリスクが軽視された状況はアメリカに関しても見ることができる。1946年から1958年までの間に計67回の核実験が行われたマーシャル諸島はその代表例である。第五福竜丸も被ばくした1954年のブラボー実験などでマーシャル諸島では多くの島民が被ばくした。後にアメリカ政府も4環礁・島での健康被害については認めるのだが、その補償・救済や汚染地域への対策、避難住民の帰還などに関する課題は今日も続いている。

核実験当時アメリカの国連信任統治領だったマーシャル諸島は1986年に独立するが、それに先立って結ばれたアメリカとの自由連合協定の中で、健康被害を含めた核実験に関する補償が重要課題となった。その際1982年に、アメリカのエネルギー省は『1978年にマーシャル諸島北部の環礁に残る放射能の意味』と題するマーシャル語・英語対訳のブックレットを配布した。カラー写真とイラストを多用した絵本型式で60ページ余りの冊子は、この問題にかかわるほとんどの世帯に配布されたという。その第4章は「放射能が被害をもたらす道筋」と題されているが、記述の内容は、マーシャルにおける放射能の健康影響を実質的に否定するものである。たとえば、「被ばくした人の子どもに被害が生じることがあります」という節には、次のように書かれている。

「世界的にすべての子どもの約10%は、両親に由来する病気や疾患をもって生まれてきます。たとえば耳が聞こえない、目が見えない、身体的損傷、精神遅滞などです。流産や死産も起こります。これらの欠損はすべて原爆実験が始まる以前から世界中で起きていたことで、今日でもやはり起きています。科学者のネズミによる実験では、卵子や精子が放射能によって破損されることによっても、こうした欠損が起こると言われています。しかし、マーシャルの人たちの被ばく量より大量の放射能を浴びた世界の他の地域でも、こうした欠損が増加しているという科学的データはありません。

科学者たちは、大量に被ばくした人の子どもの方が、こうした欠損が生じやすいと信じています。」

マーシャル政府がすべてを一括した総計として受け取った補償金はまったく十分な

ものではなかったが、両国の力関係と独立への事情から受け入れざるを得なかった。その後の資金不足と、被害拡大、科学的知見の拡大、アメリカ軍の隠蔽などに関する機密文書の情報公開などを受けて、マーシャル政府はアメリカに新たな補償・救済などを求め続けている。同国ではブラボー実験の3月1日を「核被害者追悼記念日」として国民の休日に指定し、毎年政府による記念式典を開催している。2017年の式典において大統領が強調したのは「核の正義 nuclear justice」であり、同日から3日間にわたり「核の遺物から核の正義へ」と題する政府主催国際シンポジウムが開かれた。放射性廃棄物や核兵器などの問題を含めた「核の正義」が、どう追求され、展開されていくのか、今後も注視していきたい。

#### 【ハンフォード】

世界に先駆けて原子力開発を行ったアメリカは、国内でも放射能汚染問題を抱えている。放射線リスクが明らかになるにつれて、その拠点施設は人口密度の低い西部の乾燥地域につくられるようになった。世界初の原爆実験や長崎に投下された原爆に用いられたプルトニウムを製造していたハンフォードサイトもその一つである。

ハンフォードでは、1943年の建設開始以来1960年代まで大量の放射性物質が生まれたが、軍事機密と安全認識の不足により、その多くが適切に処理・保管されないまま、大気中ないしコロンビア川に放出、地下タンクなどに埋設された。その危険性が明らかになってきたのは施設閉鎖後の1970年代末からであり、今なお多くの汚染が残る。軍事拠点・アトミックタウンとして興隆した周辺地域には、現在も、地域の産業・交通拠点、ワイナリーやリゾートスポーツによる観光地として、20万人以上が暮らす。ハンフォードのクリーンアップ事業および原子力開発に関する歴史遺産も、その一端を担っている。

本研究にかかわる調査の中で明らかになってきたのは、次のようなことである。ハンフォードサイト敷地内の土壤汚染などについては情報公開も進む一方、敷地外への汚染流出は指摘されているものの公式には認められていない。周辺住民の健康被害についても同様である。この地域は歴史的に原子力への好意的な風潮が強く、州外からの放射性廃棄物受け入れの推進運動も行われた。そのため、放射能による被害やリスクを訴える人は少数で、目立った動きもできない。周辺の農業者も、原子力などのイメージがワインに悪影響を与えることを恐れ、ハンフォードサイトとは無関係を貫いていることが多い。ワシントン州全体としてはシアトルを中心に原子力には比較的反対意見が多いが、300kmほどの距離もあってハンフォードについては知らない人が多く、全体として無関心である。だが、今後、汚染度の高い放射性廃棄物な

どの除去作業が始まり、さらに、除染後の敷地利用、放射性廃棄物処分場問題などの課題が続くため、少数ながら様々な活動をしている人たちもいる。その行方は、福島、広島・長崎など日本の問題とも深くかかわっており、本研究のグループとしても引き続き調べていきたい。

(4) 福島原発事故避難地域の再建のために  
福島原発事故をめぐる避難については、いわゆる自主避難者への住宅支援打ち切り、避難指示区域の再編などが進んでいる。表面的には帰還する人と他地域に居住する人との二分化であるように見えるが、現実にはそう言い切れない。松井克浩が「宙づり」と指摘するように(松井 2017:103) 関係する個人・地域にとっては中途半端な面も少なくない。長期的な再建策の重要性が増している。本研究でも注目し、関連の論考も示してきたところである。紙幅の制限も大きいので、ここでは現時点で目につく課題についてのみ記そう。

一つは多様な選択の可能性担保と持続可能性についてである。地域も個人も、多様な可能性の中から進むべき道を自ら選んでいくことが望まれるが、現実には目の前の収支計算に追われて長期的な将来像を描く余裕がなく、話し合いの場さえ不十分な現状がある。そのため、現在は家計が成り立ち、あるいは地域の産業ができたとしても、将来の持続可能性については見通しづらくなる。それについては、長期的な留意が必要である。

第二に、多重基準の固定化である。新たな避難指示解除区域の中には空間線量が 2~3  $\mu\text{Sv/h}$  を示す地点も珍しくないが、そこで生産される農産物には、食品安全基準 100Bq/kg ではなく検出限界以下が求められてしまうのが現実である。これは、かつての公害問題などでもくりかえされてきた被害者差別などともかかわり、福島原発事故でも初期から指摘されてきた。にもかかわらず、多重基準が固定化されつつあり、かつ、現地ではそれを問題視する声さえ挙げにくくなっている。

関連して第三に、多層なコミュニケーションの断絶がある。上記の多重基準では、大都市などの消費者と福島の生産者、あるいは地域内でも、意見交換・情報交換の場がほとんどない。それは物理的なものだけでなく、ある種の主張に対する批判によってもたらされる心理的な発言抑制なども含まれる。同様のことは、科学者と一般市民の間、あるいは関連の専門家相互の間にも見られる。このことは、事例としての福島原発事故を、過去の環境汚染問題や他地域の原発再稼働問題などと関連させて検討することをも困難にする。また、現実には、たとえば農産物からの放射能検出が農業者自身の責任であるかのような雰囲気を生むなど、決定過程と責任に関する混乱にもかかわっている。

このように、福島原発事故に関しては、社

会的話題として鎮静化したように見える表面の奥に取り残された課題が多い。健康リスク不安など他の側面についても言えるが、これは将来浮かび上がってくるかもしれない問題を示唆するものでもある。

#### (5) 解決過程をめぐる今後の検討課題

多くの大規模な環境問題が事件として顕在化する以前に長い前史をもつように、その解決過程も長く、そこでは追加的被害、派生的被害も生じ得る。加害側と被害側の力関係に格差が大きく、その構造が問題解決後も持ち越される場合は、その可能性が高くなる。そこでは、被害の潜在化など、公害発生以前に指摘されていた事態が生じることもある。本研究では、そうした事例について比較しながら見てきた。その中で見えてきたことの一つは、解決に向けた動きだけでなく、それを逆行させるような動き、たとえば問題の局所化、被害の過小評価、加害責任の曖昧化などに関する共通点の可能性である。

このことは、現実の具体的問題の解決を見通していくためにも過去の類似例から得られるものが多いということにもつながる。

それについては、今後とも、具体的な事例調査を継続するとともに、国や時代を超えた共通性があり得るのかなど比較対象を増やしつつ、検討を重ねていきたい。

#### <参考文献>

平岡義和, 2013, 「組織的無責任としての原発事故: 水俣病事件との対比を通じて」『環境社会学研究』19号, pp.4-19.

船橋晴俊, 2004, 「環境制御システム論の基本視点」『環境社会学研究』10号, pp.59-74.

藤川賢・渡辺伸一・堀畑まなみ, 2017, 『公害・環境問題の放置構造と解決過程』東信堂.

藤川賢・除本理史編著, 2018, 『放射能汚染問題はなぜくりかえされるのか』東信堂.

松井克浩, 2017, 『故郷喪失と再生への時間: 新潟県への原発避難と支援の社会学』東信堂.

#### 5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕(計14件)(総数25件)

藤川賢「福島原発事故における避難指示解除後の課題 - あぶくま地域の地域再生に向けて - 」明治学院大学社会学部付属研究所『研究所年報』48号、2018年、pp.167 - 179 (査読無)

除本理史「原発災害の復興政策と政治経済学」(特集 政治経済学の経済政策論)『季刊経済理論』54(4)号, pp.27-36, 2018年(査読無)

土井妙子「水俣における公害教育 - 水俣芦北公害研究サークルの活動に着目して - 」『金沢大学人間社会研究域学校教育系紀要』

第10号、2018年、pp.81-92(査読無)

藤川賢「福島原発事故にかかわる不安の継続 - 放射能汚染問題の歴史との関連性」『研究所年報』47号、2017年、pp.215-227(査読無)  
<http://hdl.handle.net/10723/3048>

片岡直樹「農地の放射能汚染除去を請求した民事裁判に関する考察」東京経済大学現代法学会『現代法学』第33号、2017年、pp.167~224(査読無)  
<http://repository.tku.ac.jp/dspace/>

除本理史「原発事故被害者集団訴訟がめざすもの：三つの地裁判決を受けて」『世界』902号、pp.138-142、2017年(査読無)

除本理史「原発事故賠償からみる福島復興の課題：被災者の生活再建と地域再生に向けて」(特集 生活再建と貧困・復興格差：貧困研究会第9回研究大会共通論題より)『貧困研究』18号、pp.14-24、2017年(査読無)

藤川賢「くり返される地域放射能汚染とその教訓 - 戦後日本の経験から」『環境と公害』46(2)号、2016年、pp.22-28(査読無)

片岡直樹「放射能汚染除去に関する民事裁判が提起する法の課題 - いわき市放射性物質除去請求事件の裁判から考える」東京経済大学現代法学会『現代法学』31号、2016年、pp.3 - 43(査読無)  
<http://hdl.handle.net/11150/10836>

土井妙子「チェルノブイリ事故による避難経験 - ベラルーシ共和国での聞き取り調査から」『ロシア・ユーラシアの経済と社会』1004号、2016年、pp.37 - 42(査読無)

尾崎寛直「チェルノブイリ原発事故30年の現地と被災者対策」『環境と公害』46(2)号、p.36、2016年(査読無)

尾崎寛直・西村隆雄「大気汚染の健康影響をふまえた被害者救済制度創設の合理性」『民医連医療』528号、pp.44-49、2016年(査読無)

尾崎寛直「大気汚染は終わっていない 大気汚染対策の陰でつづく被害者の放置」『月刊保団連』1220号、pp.40-44、2016年(査読無)

藤原遥・除本理史・片岡直樹「福島原発事故の被害地域における住民の帰還と『ふるさとの変質、変容』被害 川内村における伝統芸能継承の困難を事例として」『環境と公害』46(2)号、2016年、pp.60-66(査読あり)

〔学会発表〕(計2件)(総数2件)

藤川賢「避難指示解除後の地域再建における長期的課題 福島県あぶくま地域を中心に」日本社会学会テーマセッション「原子力災害と社会学—「避難者の権利」と地域再生の可能性をめぐって」東京大学 2017年11月4日

除本理史「原発事故賠償からみる福島復興の課題」貧困研究会第9回研究大会、コラッセふくしま(福島市)、2016年12月3日(招待講演)

〔図書〕(計4件)(総数4件)

藤川賢、除本理史編著、尾崎寛直、堀畑まなみ、片岡直樹、土井妙子、原口弥生著『放射能汚染はなぜくりかえされるのか - 地域の経験をつなぐ -』東信堂、2018年 207頁。

藤川賢、渡辺伸一、堀畑まなみ『公害・環境問題の放置構造と解決過程』東信堂、2017年、322頁

除本理史『公害から福島を考える 地域の再生をめざして』岩波書店、2016年、xiv+203頁

長谷川公一、保母武彦、尾崎寛直共編、『岐路に立つ震災復興 地域の再生が消滅か』東京大学出版会、2016年、312頁

## 6. 研究組織

### (1) 研究代表者

藤川 賢 (FUJIKAWA, Ken)  
明治学院大学・社会学部・教授  
研究者番号：80308072

### (2) 研究分担者

片岡 直樹 (KATAOKA, Naoki)  
東京経済大学・現代法学部・教授  
研究者番号：60161056

除本 理史 (YOKEMOTO, Masafumi)  
大阪市立大学・経営学研究科・教授  
研究者番号：60317906

堀畑 まなみ (HORIHATA, Manami)  
桜美林大学・総合科学系・教授  
研究者番号：40348488

土井 妙子 (DOI, Taeko)  
金沢大学・学校教育系・教授  
研究者番号：50447661

尾崎 寛直 (OZAKI, Hironao)  
東京経済大学・経済学部・准教授  
研究者番号：20385131